

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
373	第2部 3		<p>第2部の「(1) 排他的経済水域等における開発等の円滑な推進」の中に、「排他的経済水域等における権益を確保するため、探査、開発等についての管轄権を適切に行使するための監視・取締体制を整備・強化する必要がある。このため、巡視船、艦艇、航空機等の適切な代替整備や要員確保を行うとともに関係機関の連携を強化する。また、同水域における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる」とあります。</p> <p>文言だけ見れば、まことに結構な措置にもみえますが、大切なのは制度の中身です。平成12年に中国の情報収集艦が日本列島を一周した後、日本政府は中国政府に対して、日本周辺の海域で海洋調査を実施するには、事前に日本政府の許可を求め、許可を得てから実施して欲しいと提案し、中国政府との間に「事前通報制度」を作りました。しかし、この制度ができた後、中国は日本政府の許可を得た上で、科学調査の範囲を超えて調査をやっていたとの報道もあります。また、制度をもうけても、その後、中国は事前通報せずに調査を実施したこともあります。「制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる」といっても、この平成12年にできた「事前通報制度」のような内実であれば、何の意味もないどころか、逆に国益を損なうこととなります。</p> <p>報道によれば、現在、領海の安全に関する制度の整備も進行中とのことですが、どういう法律や制度ができるにしても、わが国の主権と海洋権益を守るに足るものでなければなりません。ただ法律や制度をつくれればそれで事足りる、あるいは他国に配慮する形で決着するというものがないよう、日本政府が正当な権利を正当に主張し実行することを切に望みます。</p>	排他的経済水域等における権益の確保は政府として積極的に取り組むべき重要課題と考えます。ご意見の趣旨は今後の政策の検討に当たり参考とさせていただきます。
374	総論	3,4	<p>原案3ページには、我が国の海洋政策推進体制について、「総合海洋政策本部が中心となり、産・学・官それぞれの分野の海洋関係者が相互に連携・協力し」とありますが、海洋政策推進のためには国民的な関心と合意が必要です。したがって産・学・官を産・学・官・民とされることを提案します。同じく、原案4ページ9行目の産・学・官についても、産・学・官・民とされることを提案します。</p>	ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
375	第3部 2	42	<p>原案42ページには、関係者の責務及び相互の連携・協力のなかに、「国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベントへの参加、海洋産業の事業者との交流、海浜清掃等の身近な海洋環境保全活動の実施等を通じて、海洋への理解を深めるよう努めることが重要である」とありますが、この項の最初のパラグラフを含めて、国民、NPO等を主体として位置付ける視点を欠いているように思います。より適切な表現とされることを希望します。</p>	海洋基本法第8条から第11条で、国、地方公共団体、事業者及び国民をそれぞれ主体としてその責務を位置付けておりますが、海洋基本計画は、その主体の一つである国（政府）が、その責務を果たすために策定したものですので、表現ぶりについては、かかる事情をご理解願います。
376	第1部 3	10	<p>原案10ページには、科学的知見の充実に関連して「次の世代を支える青少年が、海洋の夢と未知なるものへの挑戦心を培うことができるような普及啓発活動の充実が必要である」とありますが、海洋の夢と未知なるものへの挑戦心を培うためには、小中学校等においても可能な限り海洋スポーツを取り入れることが必要です。したがって、海洋スポーツの振興を含む普及啓発活動とされることを提案します。</p>	ご指摘の段落は、研究者、技術者及び研究支援者の養成・確保の視点における普及啓発活動に関する記述です。ご趣旨については、第2部12の項目にて含まれていると考えます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
377	第2部 12	41	<p>原案41ページには、「海洋に関する基本的知識や海洋に関する様々な課題に関し、国民が行う学習活動への支援、水族館も含めた自然系博物館等の場を活かした取り組みを推進する」とあります。日本には、長い歴史のなかで培われてきた、海洋に関連する有形・無形の文化（明治丸や記念艦三笠はその代表的存在です）が数多くあります。これらを保存し活用するための海洋文化振興の仕組みが必要です。したがって、「海洋に関する基本的知識や海洋に関する様々な課題に関し、海洋に関連する有形・無形の文化の保存と振興、国民が行う学習活動への支援、記念船舶、水族館も含めた自然系博物館等の場を活かした取り組みを推進する」とされることを提案します。</p>	<p>青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、海に関連する様々な場を活かした取組を推進していくことは重要であり、この旨を表現するための代表的な例示として「水族館も含めた自然系博物館」を掲げておりますが、ご意見のような場を対象とした学習の機会の創出も考えられるところです。このため、地域の実情に応じ、地域の創意工夫のもとで、様々な学習の機会が企画され実践されるよう奨励して参ります。</p>
378	総論		<p>私どもの、ささやかな地域における活動の経験からも、行政が総合的な施策に取り組むことは、一般の国民が想像する以上に大変なことだということは分かります。</p> <p>それにしても、あえて申し上げれば、原案を通読して感じることは、海洋についての国民的理解を深めるための分かりやすさが欠けることです。</p> <p>たとえば、日本が6000余の島嶼によって構成されていること、それにも係らず、日本籍船、日本人海員が激減し、海洋関係の学校への志望者も減少していること、漁獲量の減少等海産物の確保についても近い将来に困難な状況が予想されることなど、日本の海洋についての基本データについて、総論部分において具体的な数字を含めて分かりやすく記述することが効果的ではないでしょうか。</p> <p>今後、少子高齢・人口減少社会が進むなかで、海洋国家日本の利益を守ることは容易なことではありません。国民的な関心を高め、さまざまな場所、さまざまな形で地域住民が参加できるような施策の展開を期待します。</p>	<p>本計画においては、記載内容に直接関わるデータ等については記述しています。海洋の状況についての様々な情報については、計画第3部の3に、今後積極的に公表することを記述していますので、ご理解願います。</p>
379			<p>“広大な海域を基盤とする開かれた海洋国家”を海洋基本法第1条に定める「新たな海洋立国」の目標として海洋基本計画を定めること</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p>
380			<p>「海洋の総合的管理」の確立のための横断的・総合的な体制・法制の整備および予算確保に関する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部の海洋政策一元化機能の強化の一環として、海洋基本計画の具体的実施に向けたプログラム策定のための検討委員会設置、FS等の実施</li> <li>・ 関連国内法制の整備（領海の保安、排他的経済水域等の開発・利用・保全・管理等、沿岸域の総合的管理、領域警備と国際海上交通の安全確保等）</li> <li>・ 予算の確保（海洋関連予算の確保、総合海洋開発プロジェクト調査調整費の新設、エネルギー特別会計制度のあり方を含め海洋鉱物資源の探査開発に関する財源確保策の検討等）</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
381			<p>海洋という「場」＝「空間」を管理する立場にたつて、わが国の海洋空間の開発、利用、保全等の総合的管理のあり方の検討と総合的管理の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広大なわが国の排他的経済水域・大陸棚の開発・利用、保全等（→「EEZ・大陸棚の総合的管理に関する法制度」の整備）</li> </ul>	<p>海洋の総合的管理は重要と考えており、排他的経済水域・大陸棚の開発・利用については、第2部1及び3に、また、海洋環境の保全については、第2部2において、各種調査、海上環境事犯の監視・取締り等について記述する等しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
382			<p>海洋という「場」＝「空間」を管理する立場にたつて、わが国の海洋空間の開発、利用、保全等の総合的管理のあり方の検討と総合的管理の具体化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海域国家の重要基盤である沿岸地域と離島の開発・利用・保全・管理（→「沿岸域の総合的管理に関する法制度」「離島および周辺海域の開発・利用・保全・管理に関する法制度」の整備）</li> </ul>	<p>沿岸域の総合的管理については第2部9（3）において、「様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確にした上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。」と、離島については、第2部10（1）エにおいて「無人島を含む離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、適切な管理の体制、方策、取組のスケジュール等を定めた「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（仮称）」を策定する。」と記述しています。なお、法律は施策を実施するための手法の一つであり、今後、各施策の目的、実施内容等の検討を進める中で、必要性も含め整理されるものと考えています。</p>
383			<p>海洋の開発、利用、保全等に不可欠な海洋産業の振興に関する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先端型産業振興（海洋調査、資源・エネルギー、環境、海洋工事等）、新規事業開拓</li> <li>・ 漁業共生型プロジェクトの推進等の産業間の協力・調整の仕組み作り</li> </ul>	<p>海洋新産業の創出については、可能な限り原案に反映させるよう努めたところですが、（）内でご指摘のような産業分野を例示することについては、今後様々な事例があり得る中で読者に予断を与えかねないため、あえて記述は避けていることをご理解願います。例示のプロジェクトにつきましては、第2部7（4）アの「新しい構想の推進システム」の中で具体的課題として提案されるべきものと考えます。なお、海洋利用者間の利用調整については、第1部5に、「必要に応じ、関係者間の円滑な調整のための環境整備を行うこと」の必要性が明記されています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
384			<p>海洋管理の基盤となる海洋科学技術の研究開発の推進に関する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官学産民が連携して取り組む新海洋科学技術開発プログラムの創設（オーシャン・インセンティブ21）</li> </ul>	<p>新たな海洋立国を実現する上で、海洋科学技術に関する研究開発等の推進、海洋に関する教育の充実が重要な課題であり、海洋基本計画において、必要な取組を位置づけているところです。</p> <p>ご提案の新しい基盤強化のための推進プログラムについては、海洋に係る基礎研究、人材育成、新産業創出といった重要な要素を強化するためのものと承知しておりますが、各要素については、それぞれ分野を特定しない形で、国立大学運営費交付金等の基盤的な施策と科学研究費補助金等の競争的な施策を組み合わせることで推進されている現状です。</p> <p>このため、ご提案の新規プログラムについては、海洋分野での特殊性を十分に考慮した上で、その必要性や既存施策との関係等につき整理することが必要と認識の下、関係府省と連携し、必要性の有無も含めて検討していくこととしています。</p>
385			<p>国民の理解と関心を深めるための海洋に関する教育の推進に関する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育における海洋に関する教育内容・方法の明確化、人材育成、外部支援体制の充実等</li> </ul>	<p>学校教育においては、小・中・高等学校の児童生徒の発達段階に応じて、社会や理科などにおいて海洋に関する学習を行うこととしており、「社会や理科等において海洋に関する教育が行われるように努める」と、その旨を記述しています。</p> <p>一方、海洋教育に関しては、教育内容や指導方法、効果測定など教育的な分析について必ずしも十分とはいえないため、今後研究等を行っていくことが必要と考えます。</p> <p>海洋教育の普及促進を図る上で、優れた取組事例を提供することなどにより教育内容の充実を図ることは重要であると考えられるため、ご意見の趣旨を踏まえ修正します。</p>



No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
386			<p>「海洋に関する国際秩序の形成・発展のための先導的役割」（第7条）に関する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国連海洋法条約の規定の明確化又は補完のための国際会議の開催</li> <li>・ アジア・太平洋諸国等の海洋管理の取り組みに対する支援</li> </ul>	<p>海洋基本法第7条の「海洋に関する国際秩序の形成・発展のための先導的役割」について、基本計画第2部11(1)第2段落において、国連海洋法条約等の適切な運用等のため、国連等の議論に積極的に対応すると明記しています。なお、国連海洋法条約の規定の明確化又は補完のための国際会議の開催については、同条約の策定経緯等から、その適否には十分慎重な検討を要するものと考えます。また、アジア・太平洋諸国等の海洋管理の取組に対する支援については、第2部11(2)において、海洋の安全、海賊対策、航行の安全、環境保全、水産資源の保存管理についてのアジア諸国等との連携・協力を、また、同(3)において、密輸・密航取締り、テロ対策、防災、海難救助についてのアジア諸国等との国際協力を記述しています。</p>
387	総論		<p>わが国が目指す海洋国家のビジョンとして“広大な海域を基盤とする開かれた海洋国家”を海洋基本計画において明確に示すべきである。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。</p>
388	総論		<p>(2)において、「海洋という「場」を管理する立場で政策を立案し、決定するシステムの構築が、(中略)不可欠」という認識は、海洋基本法を踏まえた優れた認識であり、「海洋政策大綱」の議論を反映したものとして高く評価する。 これとの関係において、特に、新たに国際法上の制度として沿岸国が管理することになった「排他的経済水域・大陸棚」、並びに陸域・海域を一体的に管理することが要請されている「沿岸域」については、海洋という「場」＝「空間」を総合的に管理する施策が必要である。</p>	<p>(感想、その他)</p>
389	総論		<p>具体的な政策目標として掲げた目標のうち、目標1に「海洋における全人類の課題への先導的挑戦」を掲げたことは、大いに評価する。しかしながら、その説明は、海洋に関する政策分野の課題を包括的に捉えていない。政策的課題についての国際的共通認識を踏まえて、例えば「沿岸域・海域とその資源の総合的管理と持続可能な開発への先導的挑戦」又は「海洋に関する国際的な秩序の形成・発展のために先導的役割を担う」などの文言を加えて、その説明を整理強化すべきである。</p>	<p>目標1につきましては、海洋というフロンティアへ挑戦し、未解明な事象を解明することによって、人類の英知の創造等に貢献しようとする取組についてのものであり、必ずしも海洋管理のためといった特定目的を意図したものではありませんことをご理解願います。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
390			海洋基本計画は、計画の見直しが5年後に予定されるという理由で、単に各省庁が現在進めている施策の延長上で5年間に実行可能なことだけを計画に取り上げるのではなく、あわせて海洋基本法に則り、新たにやるべき省庁横断的な施策を取り上げ、その目的、具体的方向性を明確に書き込むべきである。	総論（3）最終パラグラフにおいて、本基本計画においては、「集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等総合的・計画的推進が必要な海洋施策を」定める旨記述しています。
391	総論	3	p 3 21行目「海洋基本計画はそのための指針となる（後略）」の「指針」は、基本計画の性格にかんがみ「指針及び行動計画」とすべきと考える。	ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
392	第1部 1		第1部は、基本方針であるから、具体的施策は主に第2部で取り上げるのが適当である。このような観点から「1 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」においては、なぜ開発・利用と環境保全との調和が必要かという説明が冒頭に必要と考える。	海洋基本計画は一般の読者が読むことを想定し、総論と第1部を読めば、概ねの内容が理解できるように記述しています。そのため、第1部でも具体的な施策がある程度イメージできるように、第2部の内容も必要に応じ取り込んで記述しています。 また、第1部1では、海洋の開発・利用を冒頭に記述しています。これは、エネルギー・鉱物資源の採取等の海洋の開発・利用は、海底の生物の生息環境等に重大な影響を与える恐れもあることから、まず、なぜ開発・利用が必要かについて記述した上で、開発・利用と環境保全との調和の必要性について記述すべきと考えるためです。
393	第1部 3	10	p 10 7行目「普及啓発活動の充実」は「教育及び普及啓発活動の充実」とすべきと考える。	研究者、技術者及び研究支援者の養成・確保の観点から、次世代を支える青少年に対する海洋に関する教育は極めて重要であることから、ご意見どおり修正します。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
394	第1部 5	11~12	<p>p11「5 海洋の総合的管理」下から3行目「(前略)相互に密接に関連している。」は、「海洋の諸問題は相互に密接な関連を有しており、全体として検討される必要がある。」(国連海洋法条約前文)と明確に海洋の総合的管理の必要性を説くことが必要と考える。</p> <p>また、p12の説明文には、次に例示するように、読みようによっては法律が定める「海洋の総合的管理」を弱め、又はトーンダウンしているように見える部分があり、表現上の工夫が求められる。</p> <p>(例)19-21行目「利用者相互の調整は、法令によるほか、当事者間の話し合いにより行なわれている。(中略)こうした実態を十分踏まえるとともに(後略)」 下から5-6行目「問題に個別具体的に対応する必要がある(後略)」</p>	<p>P11のご指摘については、ご指摘の部分を含む、第1部5冒頭からの10行は海洋の性格を記述している箇所であるため、その途中に「…検討される必要がある。」等の後を挿入することは不適當です。</p> <p>また、第1の例示については、事実関係として妥当であると考えています。</p> <p>第2の例示については、「個別具体的」という部分が「バラバラに問題に対応すればよい」との誤解も与えかねないことから、ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>
395	第2部 3		<p>「3 排他的経済水域等の開発等の推進」については、その開発、利用、保全等を総合的に推進するための法制度を整備する必要があると考える。</p>	<p>海洋の総合的管理は重要と考えており、排他的経済水域・大陸棚の開発・利用については、第2部1及び3に、また、海洋環境の保全については、第2部2において、各種調査、海上環境事犯の監視・取締り等について記述する等しています。ご意見の趣旨は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
396			<p>「3 排他的経済水域等の開発等の推進(2)イ エネルギー・鉱物資源」、「4 海上輸送の確保(1)」及び「10 離島の保全等」等は、目標、そのために講ずべき施策が具体的に記述されており、高く評価される。他の施策についても、これをモデルにして極力具体的に記述することが望まれる。</p>	<p>(感想、その他)</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
397	第2部 7		<p>「7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等」のための施策として、米国のシーグラント制度を参考にして、官学産民が連携して取り組むことができる新海洋科学技術開発プログラム（仮称：オーシャン・インセンティブ21）の創設を盛り込むべきと考える。</p>	<p>新たな海洋立国を実現する上で、海洋科学技術に関する研究開発等の推進、海洋に関する教育の充実は重要な課題であり、海洋基本計画において、必要な取組を位置づけているところです。</p> <p>ご提案の新しい基盤強化のための推進プログラムについては、海洋に係る基礎研究、人材育成、新産業創出といった重要な要素を強化するためのものと承知していますが、各要素については、それぞれ分野を特定しない形で、国立大学運営費交付金等の基盤的な施策と科学研究費補助金等の競争的な施策を組み合わせることで推進されているのが現状です。</p> <p>このため、ご提案の新規プログラムについては、海洋分野での特殊性を十分に考慮した上で、その必要性や既存施策との関係等につき整理することが必要と認識の下、関係府省と連携し、必要性の有無も含めて検討していくこととしています。</p>
398	第2部 8		<p>海洋空間の利用に関して互いの協力・協調を話し合う必要性がいくつかの産業団体から提起されていることにかんがみ、「8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化」のための施策として、海洋における産業間の協力・調整の仕組みづくり（例：漁業共生型プロジェクト等）を盛り込むことが必要と考える。</p>	<p>例示のプロジェクトにつきましては、第2部7（4）アの「新しい構想の推進システム」の中で具体的課題として提案されるべきものと考えます。なお、海洋利用者間の利用調整については、第1部5に、「必要に応じ、関係者間の円滑な調整のための環境整備を行うこと」の必要性を明記しております。</p>



No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
399	第2部 9		<p>「9 沿岸域の総合的管理」については、海洋基本法第25条に照らせば、記述の順序として、(3)が先ず最初に取り上げられるべきと考える。また、その内容についても、『21世紀の国土のグランドデザイン』に基づき定められた『沿岸域圏総合管理計画策定のための指針』（2000年）などを参考にし、国の指針・支援の下に、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が参加する沿岸域の総合的管理に関する法制度構築の検討を取り上げるべきと考える。</p>	<p>海洋基本法第25条第1項は、「国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、…が困難であることにかんがみ、自然的社会的条件から見て一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、…」と記述しているように、陸域との関係を強調しています。そのため、(1)として「陸域と一体的に行う沿岸域管理」を最初に取り上げています。</p> <p>また、(3)の第1パラグラフについては、まさにご指摘の「沿岸域圏総合管理計画策定指針」も参考に、読者がイメージできるよう、極力かみ砕いて記述したものです。</p> <p>また、「様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確にした上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。」と記述していますが、法律は施策を実施するための手法の一つであり、今後、各施策の目的、実施内容等の検討を進める中で、必要性も含め整理されるものと考えています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
400	第2部 11		<p>「11 国際的な連携の確保と国際協力の推進」のための施策として、「国連海洋法条約の規定の明確化又は補完のための国際会議の開催」「アジア・太平洋諸国等の海洋管理の取り組みに対する支援」など、「海洋に関する国際秩序の形成・発展」に資する具体的施策を盛り込むべきと考える。</p> <p>また、海洋に関する国際的連携の例として、PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）の活動についても言及すべきである。</p>	<p>海洋基本法第7条の「海洋に関する国際秩序の形成・発展のための先導的役割」について、基本計画第2部11(1)第2段落において、国連海洋法条約等の適切な運用等のため、国連等の議論に積極的に対応すると明記しています。なお、国連海洋法条約の規定の明確化又は補完のための国際会議の開催については、同条約の策定経緯等から、その適否には十分慎重な検討を要するものと考えます。また、アジア・太平洋諸国等の海洋管理の取組に対する支援については、第2部11(2)において、海洋の安全、海賊対策、航行の安全、環境保全、水産資源の保存管理についてのアジア諸国等との連携・協力を、また、同(3)において、密輸・密航取締り、テロ対策、防災、海難救助についてのアジア諸国等との国際協力を記述しています。</p>
401	第2部 12		<p>海洋に関する国民の理解の増進には、学校教育における海洋に関する教育が重要な役割を担う。したがって、海洋基本法第28条に則り、「12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」(2)3行目「海洋基本法等の趣旨を踏まえて早急に」の次に、「海洋教育を明確に定義するとともに、小学校における海洋教育普及のため、海洋に関する教育内容・方法の明確化、学習環境の整備、外部支援体制の充実、教育の担い手となる人材の育成及び海洋教育に関する研究の推進を図るべきである。」を盛り込むべきである。</p>	<p>学校教育においては、小・中・高等学校の児童生徒の発達段階に応じて、社会や理科などにおいて海洋に関する学習を行うこととしており、第2部12においても「社会や理科等において海洋に関する教育が行われるように努める」と、その旨を記述しています。</p> <p>一方、海洋教育に関しては、教育内容や指導方法、効果測定など教育的な分析について必ずしも十分とはいえないため、今後研究等を行っていくことが必要と考えます。</p> <p>海洋教育の普及促進を図る上で、優れた取組事例を提供することなどにより教育内容の充実を図ることは重要であると考えられるため、ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>
402	第3部 1		<p>「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」として、海洋基本計画の具体的実施に向けたプログラム策定のための検討委員会の設置、フィージビリティ・スタディの実施、それらにおける総合海洋政策本部事務局の役割などを具体的に書き込むべきと考える。</p>	<p>施策の推進に関する具体的ご提言として、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
403	第3部 2		「2 関係者の責務及び相互の連携・協力」における地方公共団体の項で、地方公共団体が中心的役割を担う「沿岸域の総合的管理」について言及すべきである。	沿岸域の総合的管理に関しては、第2部9(3)に「さらに、様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確にした上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。」とあるように、検討段階の施策であり、第3部において確定的に記述することは避ける必要があると考えています。
404	総論		総論 (2) 我が国の海洋政策推進体制、(3) 本計画における政策目標及び計画期間 我が国の海洋政策推進体制として、産官学による相互連携・協力が記述されています。しかし、海洋政策推進体制は産官学民の体制が不可欠である、と私達は考えています。産官学が、海洋を利用する民とも連携・協力する体制があってこそ、豊かな海洋環境が育まれます。	ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
405	第1部 2		第1部 2 海洋の安全の確保 私達は、防災のための海岸保全施設は必要不可欠であると考えます。一方で、現在の海岸には、海岸の生態系や土砂の循環を妨げている施設が多く目に付きます。あくまで施設は環境に配慮した最小限のものを設置していただきたいです。	ご指摘の通り、国民の生命、身体、財産を守るための施設は必要不可欠と考えます。環境への配慮の必要性は理解しますが、最小限の施設で国民の安全を守るという考え方はとり得ません。
406	第1部 5		第1部 5 海洋の総合的管理 私達は、「陸域からの汚濁負荷の低減、発生源対策を含めた漂流・漂着ゴミ問題に対する総合的取り組み、海洋の生物の多様性の確保等のための保護区の設定等適切な環境保全措置の検討及び導入、河川等を通じた陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食への対応」を応援します。可能であるならば、地域住民やNPO団体と連携しこれらの対策に取り組む姿勢を示していただきたいです。	個々の施策に関するものではありませんが、第2部9(3)において、連携に関する記述をしています。
407	第1部 5		第1部 5 海洋の総合的管理 現在日本における海岸侵食は深刻な状況にあると考えます。その原因には、過去港湾などの人工物を海岸に設置し、砂の移動を阻害したことが大きな原意の一つであると考えられます。茨城県阿字ヶ浦海岸などはそういった悪影響を受けた典型例だと考えます。その事から私達は「第1部 5 海洋の総合的管理」に以下の文章を追記していただきたいと考えます。 ・ 現在日本における海岸侵食は深刻な状況にあり、20-30年前と比較して多くの海岸がその姿を原型を保てていない ・ その原因として供給土砂の不足と、過剰な人工物の設置による砂の移動の阻害が挙げられる ・ 対策として、総合土砂管理および人工物の撤去を推進する。	ご指摘の通り、海岸侵食の進行は大きな問題と認識しています。海洋基本計画では、第1部5及び第2部9で「総合的な土砂管理の取組の推進」を重要な施策として明記し、その推進を図ることとしています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。